

### 1. 改正の概要

- ・遊休農地の解消、農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地保有に係る固定資産税の課税が強化・軽減されます。
  - ①一定の遊休農地について、固定資産税の負担が約1.8倍に増加します。
  - ②農地中間管理機構へ一定期間貸出しを行った場合に、最初の3年間又は5年間、固定資産税・都市計画税が2分の1に軽減されます。

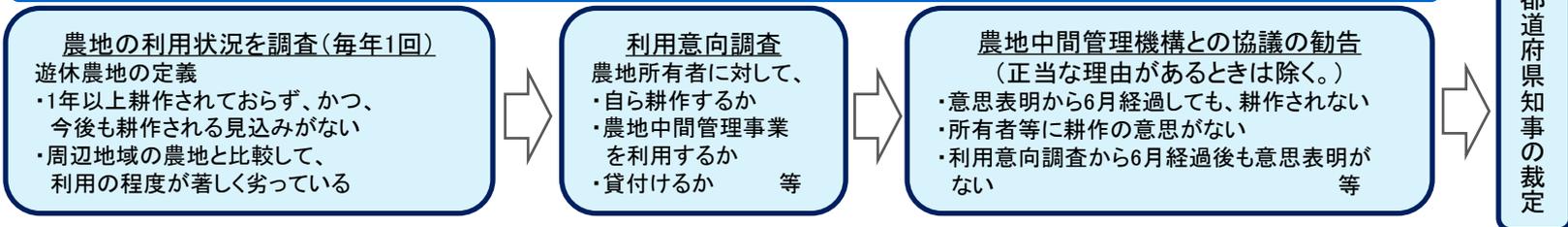
#### ① 農地保有に係る固定資産税の課税の強化

農業委員会から農地中間管理機構との協議の勧告を受けた遊休農地（農業振興地域内に限る）については、農地の固定資産税の計算上、限界収益修正率（※）を乗じないこととする等の評価方法の変更を実施するため、所要の措置が講じられます。

※農地の売買事情の特殊性を考慮し、正常売買価格を修正する割合。平成27年度は0.55であり、これを前提にすると $1 \div 0.55 = \text{約}1.8$ 倍となる。

内容	改正前	改正案
固定資産税における農地の評価	正常売買価格 × 限界収益修正率(0.55)	正常売買価格

#### 農業委員会が行う農地中間管理機構との協議の勧告の流れ



#### ② 農地保有に係る固定資産税及び都市計画税の課税の軽減

所有する全ての農地（10㎡未満の自作地を除く。）を農地中間管理機構に対し、特例措置の期間内（2年間）に貸付けた場合には、貸付期間に応じ以下のとおり固定資産税及び都市計画税が2分の1に軽減されます。

- ・貸付期間が10年以上 … 最初の3年間
- ・貸付期間が15年以上 … 最初の5年間

**【適用時期】** ①:平成29年度 ②:適用時期については、大綱の段階では未定

### 2. 今後の注目点

- ・軽減措置の適用時期
- ・「所要の措置」の詳細
- ・限界収益修正率を乗じないこととする「等」の詳細

### 1. 改正の概要

- ・贈与税の納税猶予における特定貸付けの特例について、一定の場合には適用期間要件がなくなります。
- ・贈与税の納税猶予適用対象者が認定農業者等に限定されます。
- ・納税猶予打切り要件から、区分地上権が設定された場合で一定の要件を満たすものが除かれます。

内容	改正前	改正案
贈与税の納税猶予における特定貸付けの特例(※1)のうち、農地中間管理事業のための貸付けに係る要件緩和	適用期間要件(※2)あり	適用期間要件なし
贈与税の納税猶予の適用対象者	認定農業者(※3)等の限定なし	認定農業者等に限定
特例適用農地等に区分地上権が設定された場合で、農業相続人等が耕作を継続しているとき	納税猶予打切り(猶予税額を納付)	納税猶予を継続

(※1) 特定貸付けの特例

贈与税の納税猶予適用者が、納税猶予適用対象農地等(市街化区域内にある農地等を除く)に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定による次の貸付けを行った場合には、贈与税の納税猶予が継続される制度。(税務署長への届出が必要)

- ①農地中間管理事業の推進に関する法律による農地中間管理事業のための貸付け
- ②農業経営基盤強化促進法による農地利用集積円滑化事業(一定の事業に限る)のための貸付け
- ③農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の定めによる貸付け

(※2) 適用期間要件 納税猶予に係る贈与税申告書の提出期限から貸付けまでの期間(適用期間)が10年以上(貸付時において65歳未満の場合には、20年以上)であること

(※3) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が作成した農業経営改善計画について市町村から認定を受けた者

**○平成28年4月1日以後の貸付け、贈与、区分地上権の設定に適用される。**

### 2. 今後の注目点

・認定農業者等の「等」の範囲

・農業生産法人制度の見直しに伴う措置の内容

### 1. 改正の概要

・地域の中小企業による設備投資の促進を図るため、中小企業者等が一定の機械及び装置を取得した場合には、固定資産税の課税標準を最初の3年間、価格の2分の1とする特例措置が創設されます。

取得時期	対象者	対象資産	課税標準
中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)の施行日から平成31年3月31日まで	中小企業者等 (※1)	機械及び装置 (※2)	最初の3年間 価格×1/2

(※1) 中小企業者等とは、次の法人又は個人をいう。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(※2) 中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)に規定する認定生産性向上計画(仮称)に記載された生産性向上設備(仮称)のうち、次の①から③までのいずれにも該当するものをいう。

- ① 販売開始から10年以内のもの
- ② 旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するもの
- ③ 1台又は1基の取得価額が160万円以上のも

○中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)の施行の日から平成31年3月31日までの間に取得した場合に適用される。

### 2. 実務上の留意点

・法人税、所得税の生産性向上設備投資促進税制(特別償却・特別控除制度)における対象資産及び適用要件等とは異なる。

### 3. 今後の注目点

・中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)の制定及び施行時期